

令和3年度  
第2回 球磨川水系学識者懇談会  
説明資料

球磨川水系河川整備計画(原案)に  
盛り込むべき河川整備の考え方の整理  
【県管理区間】

令和3年12月13日

熊本県土木部河川港湾局河川課

# 河川整備計画(原案) 目次(案)

## 1. 球磨川の概要

- 1.1 流域及び河川の概要
- 1.2 治水の沿革
- 1.3 利水の沿革

## 2. 球磨川の現状と課題

- 2.1 治水の現状と課題
- 2.2 利水の現状と課題
- 2.3 河川環境の現状と課題

## 3. 河川整備計画の対象区間及び期間

- 3.1 計画対象区間
- 3.2 計画対象期間

## 4. 河川整備計画の目標に関する事項

- 4.1 河川整備の基本理念
- 4.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
- 4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- 4.4 河川環境の整備と保全に関する目標

本資料関係部分

- 5. 河川の整備の実施に関する事項
  - 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
    - 5.1.1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項
    - 5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項
  - 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
    - 5.2.1 球磨川水系の特徴を踏まえた維持管理に関する事項
    - 5.2.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
    - 5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
    - 5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項
- 6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項
  - 6.1 関係機関・地域住民等との連携
  - 6.2 コミュニティの形成への支援活動
  - 6.3 河川情報の発信や共有、環境学習支援等
  - 6.4 DX(デジタル・トランスフォーメーション)等の新たな取り組みの推進
  - 6.5 流域全体を視野に入れた取組にあたって

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画対象区間

3.2 計画対象期間

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 河川整備の基本理念

4.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

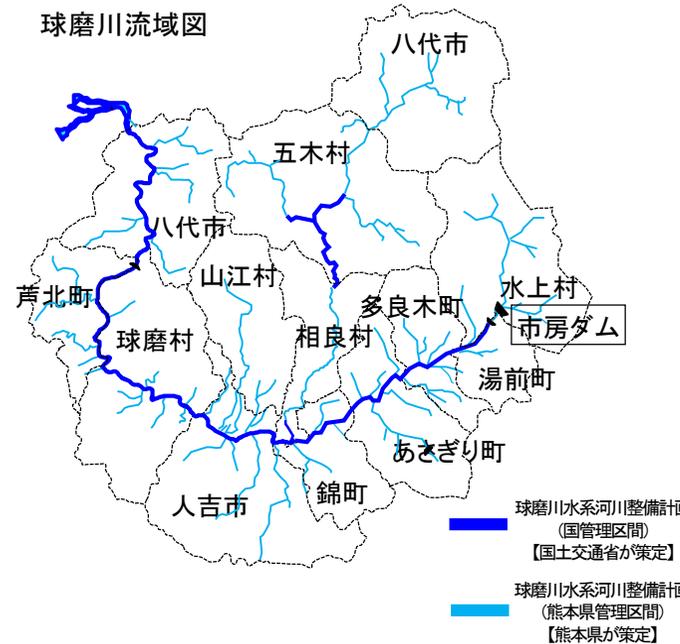
4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

4.4 河川環境の整備と保全に関する目標

3.1 計画対象区間

■ 球磨川水系河川整備計画（県管理区間）（以下、「河川整備計画」）の計画対象区間は、以下のとおり。

球磨川流域図



県管理河川数 : 80河川  
 流路延長 : 約433.7km

県管理河川名

NO	河川名								
1	球磨川	17	那良川	33	駒川	49	鍋山川	65	秋良川
2	吉麓川	18	小川	34	駒崎川	50	田頭川	66	小川内川
3	深水川	19	川内川	35	大川崎川	51	免田川	67	湯山川
4	走氷川	20	半園川	36	川辺川	52	天木川	68	白水滝川
5	半谷川	21	鶴川	37	五木小川	53	宮川内川	69	魚鱒川
6	湯谷川	22	馬氷川	38	飯干川	54	井口川	70	白水川
7	首済木川	23	方江川	39	鏡原川	55	向藤川	71	北白川
8	鍋原川	24	出水川	40	小瀬川	56	藤橋川	72	登谷川
9	市芝渡川	25	福川	41	八幡川	57	奥野川	73	横茅川
10	善尾川	26	鹿目川	42	一の岐川	58	伊良目川	74	小瀬川
11	大池由川	27	師満川	43	白雲川	59	小瀬川	75	横木川
12	笑月川	28	永野川	44	小きで川	60	半鏡川	76	きかいの谷川
13	漆前内川	29	山由川	45	高柱川	61	宮ヶ野川	77	山の津川
14	善川	30	泉苗川	46	天谷川	62	仁原川	78	にがこべ川
15	芋川	31	鬼木川	47	野間川	63	津留川	79	豊木川
16	庄茶川	32	西川内川	48	家瀬川	64	都川	80	大平川

3.2 計画対象期間

- 河川整備計画の計画対象期間は、概ね30年間とします。
- なお、本計画は現時点での洪水の実績、流域社会・経済状況、河道の状況等を前提として定めるものであり、これらの状況の変化や技術の進歩等を踏まえ、適宜見直しを行います。

- 3. 河川整備計画の対象区間及び期間
  - 3.1 計画対象区間
  - 3.2 計画対象期間
- 4. 河川整備計画の目標に関する事項
  - 4.1 河川整備の基本理念
  - 4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
  - 4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
  - 4.4 河川環境の整備と保全に関する目標

#### 4.1 河川整備の基本理念

##### 【理念】

「緑の流域治水」の考え方を踏まえ、球磨川流域における「命と環境の両立」「令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興」「持続可能な発展」に寄与する河川整備

- 段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ることで、「気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対し、生命、財産を守り、地域住民の安全と安心を確保するとともに、持続可能で強靱な社会」を実現する
- 令和2年7月豪雨災害を教訓として、関係機関と連携・協力し、避難・水防対策・まちづくりを一体的、計画的に推進することにより、「流域関係者一人一人が災害時の球磨川の脅威を忘れることなく、意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮することが当たり前となる社会」を実現する
- 令和2年7月豪雨災害からの復旧と創造的復興、持続可能な発展に寄与する川づくりを流域のあらゆる関係者と連携し推進することで、「球磨川とともに生きる住民の想いと、地域の宝である清流球磨川を中心とした流域の豊かな恵みを次世代へわたって享受する社会」を実現する

- 3. 河川整備計画の対象区間及び期間
  - 3.1 計画対象区間
  - 3.2 計画対象期間
- 4. **河川整備計画の目標に関する事項**
  - 4.1 河川整備の基本理念
  - 4.2 **洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標**
  - 4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
  - 4.4 河川環境の整備と保全に関する目標

## 4.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

- 過去の水害の発生状況、気候変動の影響による降水量の増大、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、球磨川水系河川整備基本方針に定められた整備目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実な河川整備による球磨川流域の強靱化を推進し、洪水氾濫等による災害の防止又は軽減を図ることを目標とします。
- 本計画は、気候変動による降雨量の増加を考慮（1.1倍）して算出した年超過確率が概ね1/30規模の目標流量を安全に流下させることとします。

※流域の土地利用の変化や、雨水の貯留・浸透機能及び沿川の遊水機能の向上等に伴う流域からの流出特性の変化について、河川への流量低減効果としての定量化を図り、治水効果として見込めることが明らかになった場合は、適宜見直しを行います。

### 整備計画完了により期待できる効果

この計画を完了することにより、気候変動を考慮した戦後最大の洪水（令和2年7月豪雨を含む）と同規模の洪水に対して、家屋の浸水防止など、流域における浸水被害を軽減できます。

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画対象区間

3.2 計画対象期間

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 河川整備の基本理念

4.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

4.4 河川環境の整備と保全に関する目標

4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

- ラフティング等の多様な河川利用や、発電や農業等の各種用水の取水実態等を踏まえ、関係機関と連携し、適正な水利用が継続するよう努めます。
- 流水の正常な機能を維持するため、必要な流量についても、現在の流況を維持できるよう努めます。

4.4 河川環境の整備と保全に関する目標

- 良好な河川景観の保全・創出を図り、豊かな自然環境を保全・創出し、地域の守るべき宝である清流球磨川を次世代に継承します。  
【保全・創出すべき河川景観】
  - 都市景観（歴史的施設等）と自然景観が調和した景観
  - 河川利用（ラフティング等）を踏まえた、河川内から見た景観 等【保全・創出すべき自然環境】
  - 瀬淵や水際のエコトーン
  - 魚類等の移動に関する縦横断的連続性
  - 砂礫河原（ツルヨシ・オギ群落）や、河床の砂礫層 等
- まちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出を図ります。
  - 令和2年7月豪雨被害からの復旧・復興を加速させるとともに、自治体の行う復興まちづくり等とも連携し、自然環境の創出や親水性の向上等を実施します。
- 河川工事等における環境影響の最小化を目指します。また、多自然川づくりを推進し、良好な河川環境の保全及び創出を図ります。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河道の整備

- 洪水の流れる河道断面が不足している箇所について、堤防整備、河道掘削等により河道断面の確保を実施します。
- 堤防の断面が不足している箇所について、築堤等により堤防断面の確保(堤防補強)を実施します。

実施にあたって、以下の観点を記載

- 河道の維持への配慮
- 良好な河川環境の保全・創出
- 良好な河川景観等の維持・形成
- 河川利用との調和への配慮

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

5.1.1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

(2) 輪中堤・宅地かさ上げ

■連続堤の整備による治水対策が困難な中流部の山間狭窄部等においては、輪中堤・宅地かさ上げによる効率的な治水対策を実施します。

実施にあたって、以下の観点に記載

- 住民との合意形成
- 自治体のまちづくり等との連携
- 災害危険区域の指定等
- 集落の内水排水
- 集落とかわのつながり・親水性の維持

(3) 流量を低減させる対策

■沿川の土地利用と調整を図りながら、遊水機能を有する土地の確保・保全を実施します。詳細な位置、諸元等については、今後、地域の意見やまちづくり計画等を踏まえつつ、検討し決定していきます。

実施にあたって、以下の観点に記載

- 背後地の状況
- 自治体のまちづくりとの連携
- 自然環境等への配慮
- 関係機関との調整・連携

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水等による被害の発生防止又は軽減に関する事項

5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

5.1.1 洪水等による被害の発生防止又は軽減に関する事項

圏域	対策
中流圏域	河道の整備 輪中堤・宅地かさ上げ
人吉圏域	河道の整備
川辺川圏域	河道の整備 輪中堤・宅地かさ上げ 流量を低減させる対策
上流圏域	河道の整備 流量を低減させる対策

黒字：令和3年3月に策定した球磨川水系流域治水プロジェクトに定めている対策  
赤字：球磨川水系流域治水プロジェクトに定めている対策を拡充する対策

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

5.1.1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

主な治水事業位置図

流下能力を向上させる対策  
流量を低減させる対策

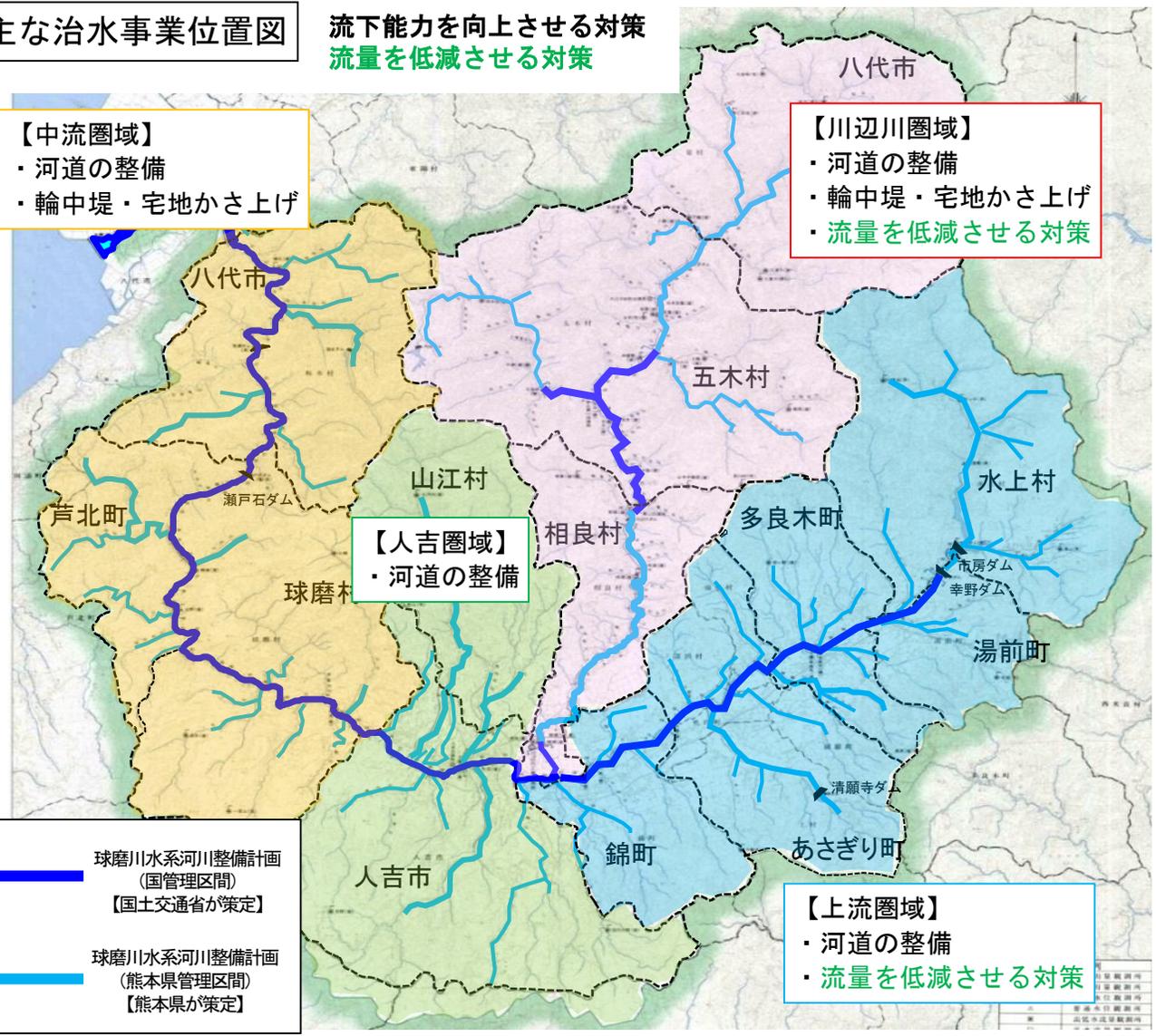
【中流圏域】  
・河道の整備  
・輪中堤・宅地かさ上げ

【川辺川圏域】  
・河道の整備  
・輪中堤・宅地かさ上げ  
・流量を低減させる対策

【人吉圏域】  
・河道の整備

【上流圏域】  
・河道の整備  
・流量を低減させる対策

球磨川水系河川整備計画  
(国管理区間)  
【国土交通省が策定】  
球磨川水系河川整備計画  
(熊本県管理区間)  
【熊本県が策定】



5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

5.1.1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

(4) 地震対策

以下の観点を記載

- 河川管理施設の耐震性能の照査、必要な対策の実施

(5) 内水対策

以下の観点を記載

- 関係機関と適切な役割分担による内水被害の軽減対策の実施

(6) 施設能力を上回る洪水を想定した対策

令和2年7月豪雨と同規模の洪水を含む想定し得る最大規模までのあらゆる洪水を想定し以下の観点を記載

- 被害の最小化に向けて、土砂・流木対策や氾濫制御の検討も含めた多層的な流域治水の取組の推進
- 水位が上昇しやすい区間や被害が大きい区間における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策
- 施設の運用技術の向上（降雨予測技術の向上を踏まえた洪水調節施設の操作・運用の高度化の検討の推進）
- 河道掘削で発生した土砂を活用した高台盛土等の地域特性を考慮した対策
- 樋門・樋管等の施設操作の遠隔化・自動化等の推進
- 各種観測情報の収集・把握、関係機関への伝達、観測機器・電源等の強化

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

5.1.1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

(7) 土砂・流木対策

以下の観点を記載

- 土砂・流木を効果的に捕捉するために必要な河川区域における対策の実施
- 森林・砂防部局等の関係機関との連携

(8) その他

以下の観点を記載

- 田んぼダム効果の定量化等の必要な技術的支援
- 様々な貯留や浸透施設等による流出抑制の促進
- 大学や研究機関と連携した流域治水に関する技術開発の推進

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出

以下の観点を記載

- 魚類等の水生生物の生息空間、水際からの陸地部動植物の生息・生育空間等の保全
- 特定外来生物等への対応

(2) 良好な景観の維持・形成

以下の観点を記載

- 球磨川流域の清らかな流れが調和した河川景観の保全・活用
- 自治体の景観計画等との整合・連携

(3) 水質の保全

以下の観点を記載

- 関係機関との連携・調整、地域住民との連携による水質の保全及び改善
- 関係機関等から組織する協議会など流域全体での取り組み支援
- 山腹崩壊による濁水の発生を軽減するため、砂防事業・治山事業との連携

(4) 人と河川との豊かなふれあいの整備

以下の観点を記載

- 川や自然とのふれあい、ラフティング等の河川利用、環境学習の場の整備・保全
- まちづくりと連携した川づくりの推進

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 球磨川水系の特徴を踏まえた維持管理に関する事項

5.2.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 球磨川水系の特徴を踏まえた維持管理に関する事項

以下の観点に記載

- 河川巡視、点検、維持管理対策、分析・評価のP D C Aサイクル体系の効率化
- 本川及び支川の河川管理者間の連携強化の推進
- 効率的な老朽化対策(計画的かつ戦略的な維持管理・更新)
- D X (デジタルトランスフォーメーション)による維持管理の省力化・ライフサイクルコストの縮減
- 施設能力を上回る洪水等に対して被害最小化とする危機管理対策
- 渇水対策
- 水環境や自然環境の変化に配慮した維持管理
- 地域住民や関係機関等と連携した河川管理の推進

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 球磨川水系の特徴を踏まえた維持管理に関する事項

5.2.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 水文・水理調査

以下の観点を記載

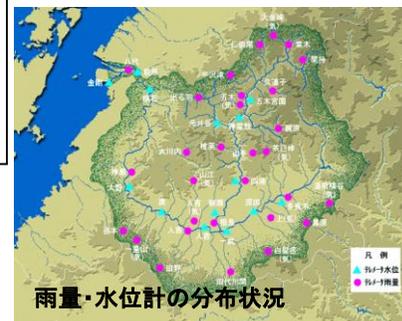
- 流域内の雨量、河川の水位等の観測・調査の継続実施
- 観測精度向上に向けた観測手法の改善
- 施設能力を上回る洪水等に対する観測機器の改良や配備の充実
- 気候変動の影響把握に向けた観測データの提供



(2) 河道の測量・調査

以下の観点を記載

- 河道の縦横断測量や空中写真測量の調査の実施



5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 球磨川水系の特徴を踏まえた維持管理に関する事項

5.2.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

5.2.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(3) 河道の維持管理

以下の観点を記載

- 堆積土砂の除去は、水際部の多様性などの河川環境への影響を考慮
- 河道内の樹木は、水勢を減じる等の治水機能や河川環境及び河川景観に配慮
- 河床高等の経年的変化等の定量的な把握
- 予防保全型のメンテナンスサイクルの構築・点検



河道内の樹林

(4) 堤防等の維持管理

以下の観点を記載

- 計画的な補修、施設の更新・改築等
- 施設の長寿命化や維持管理費用の平準化を目的としたアセットマネジメントの推進
- 自然堤防の保全



河川点検・巡視

(5) ダムの維持管理

以下の観点を記載

- 点検、巡視等による施設の状態把握や補修・更新による長寿命化
- 堆砂土砂の掘削や施設機能確保のための流木・ゴミの除去
- 水質調査及び水質保全・水質改善対策



除草

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 球磨川水系の特徴を踏まえた維持管理に関する事項

5.2.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

5.2.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(6) 総合的な土砂・流木対策

以下の観点を記載

- 土砂・流木対策については、森林・河川・海の関係者が連携
- 河川・干潟・海域環境のための適切な土砂供給等、適切な維持

(7) 許可工作物の管理・指導

以下の観点を記載

- 施設管理者と合同点検の実施
- 施設管理者に対し、必要な機能の維持管理を行うよう適切な指導

(8) 不法行為に対する監督・指導

以下の観点を記載

- 不法行為等の未然防止、是正のための措置

(9) 的確な水防活動の推進

以下の観点を記載

- 水防管理者に対し洪水時情報のリアルタイムでの提供

(10) 水位周知河川の通知・周知等

以下の観点を記載

- 関係機関への迅速かつ確実な情報連絡
- 報道機関等を通じた情報提供

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 球磨川水系の特徴を踏まえた維持管理に関する事項

5.2.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

5.2.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(11) 市町村による避難指示等の適切な発令のための情報提供

以下の観点を記載

- 各種タイムライン（防災行動計画）の整備支援とこれに基づく訓練の実施
- 的確な避難体制の構築に資する技術的支援
- 洪水浸水想定区域図の周知

(12) 大規模災害等への対応

以下の観点を記載

- 氾濫水を速やかに排水するための対策等の強化
- 早期復旧のための体制強化
- 樋門等の操作員に対する操作訓練・説明会の実施
- 球磨川水系水防災意識社会再構築会議による減災対策の推進
- 「球磨川流域タイムライン」の的確な運用
- 利水ダム等の事前放流の実施
- 地震時等の情報連絡体制、河川管理施設等の点検体制及び点検方法などのより迅速・効率化を推進



5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 球磨川水系の特徴を踏まえた維持管理に関する事項

5.2.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 平常時の水管理

以下の観点に記載

- 利水者との情報連絡体制の強化
- 関係機関と連携して河川流量の管理及び取水量の把握

(2) 渇水時の水管理

以下の観点に記載

- 平時より水融通の円滑化に向けた取り組みの推進
- 利水者との情報連絡体制の強化

5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境調査

以下の観点に記載

- 環境調査などによるモニタリング

(2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

以下の観点に記載

- 環境に配慮した河川整備、管理等を実施
- 外来種の監視、関係機関や地域住民等と連携・協力し特定外来生物の除去等

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 球磨川水系の特徴を踏まえた維持管理に関する事項

5.2.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

(3) 水質の保全

以下の観点を記載

- 「球磨川水系水質汚濁対策連絡協議会」による水質保全対策の推進
- 水質事故発生時の対応

(4) 流下物・投棄物の対策

以下の観点を記載

- 河川区域内へのゴミの不法投棄等の対応
- 洪水時等に流出するゴミや流草木等の対応

(5) 河川空間の適正な利用

以下の観点を記載

- 河川の特長や地域の特長、利用状況等に応じた適正な河川利用の促進
- 利用者や関係機関、地域住民等との調整
- 不法係留や不法占用、不法投棄などへの対応



5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 球磨川水系の特徴を踏まえた維持管理に関する事項

5.2.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

(6) 安全利用対策

以下の観点を記載

- 水位等の河川情報の提供及び啓発活動等の実施
- 地域や関係機関等と連携した河川の安全利用点検
- 河川の安全利用に資する人材育成



水辺の安全教室

(7) 地域との協働による維持管理

以下の観点を記載

- 河川協力団体や地域住民、関係市町村等の参画推進
- ダム貯水池内に堆積した流木の地域住民への提供
- 河川の美化・清掃活動の支援



流木の提供

- 6. **その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項**
  - 6.1 **関係機関・地域住民等との連携**
  - 6.2 **コミュニティの形成への支援活動**
  - 6.3 **河川情報の発信や共有、環境学習支援等**
  - 6.4 **DX(デジタル・トランスフォーメーション)等の新たな取り組みの推進**
  - 6.5 **流域全体を視野に入れた取組にあたって**

## 6.1 地域住民・関係機関等との連携

以下の観点を記載

- 地域住民や関係機関等と連携した河川整備、河川管理の推進

## 6.2 コミュニティの形成への支援活動

以下の観点を記載

- 助け合う地域社会の再構築、地域の防災力向上
- 地域の身近なコミュニティの形成や自主防災組織の強化・拡充
- 地域防災リーダーの育成



自主防災組織の出前講座



地域住民の避難訓練

- 6. **その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項**
  - 6.1 関係機関・地域住民等との連携
  - 6.2 コミュニティの形成への支援活動
  - 6.3 **河川情報の発信や共有、環境学習支援等**
  - 6.4 **DX(デジタル・トランスフォーメーション)等の新たな取り組みの推進**
  - 6.5 **流域全体を視野に入れた取組にあたって**

### 6.3 河川情報の発信や共有、環境学習支援等

以下の観点を記載

- ホームページ・SNS・広報誌による情報発信
- ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関と連携した広報活動
- 地域住民や小中学校への河川や防災について理解を深めてもらうための教育や出前講座等
- 関係機関等や地域住民との双方向コミュニケーションを図るための積極的な情報発信
- 水生生物調査、イベント、環境学習等、水辺での自然体験活動等の支援
- 自然体験活動の指導者育成を支援
- 将来の地域を担う子供たちへの環境学習の支援

### 6.4 DX(デジタル・トランスフォーメーション)等の新たな取り組みの推進

以下の観点を記載

- 社会経済状況の変化に対応したインフラ分野のDX推進

### 6.5 流域全体を視野に入れた取組にあたって

以下の観点を記載

- 源流から河口までの流域全体、さらに八代海を視野に入れた流域の状態の把握
- 流域の保水・遊水機能の保全にも考慮した整備
- 流域での対策(森林の保全、水田貯留の普及・拡大、ため池等の有効活用等)推進に向けた関係者間での情報共有・連携及び相互支援
- 流域での対策における流量低減の取組及び効果の定量化に向けた技術的支援
- 流域全体をひとつのキャンパスとして捉え、総合的かつ多層的な治水対策を推進するために必要な人材育成や技術開発及び球磨川流域大学構想との連携